

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第64回理事会

平成14年8月

第 6 4 回 理 事 会 次 第

平成14年 8月30日（金） 18:00～

四ツ谷・スクワール麹町 5F 寿

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 事務局からの現況報告等

4. 議 事

- (1) 償い事業（フィリピン、韓国、台湾）終了に関する記者会見等実施の有無
- (2) 理事長の挨拶文（案）の再調整
- (3) フィリピン、韓国、台湾における事業終了後のアフターケアの在り方並びにインドネシア事業
- (4) 基金刊行パンフ小冊子③の扱い
- (5) 事業評価（参加者候補）

5. その他

資 料

ページ

【議案事項】

理事長の挨拶文（案）の再調整について

理事長あいさつ 1

フィリピン、韓国、台湾における償い事業終了後のアフターケア、並びに インドネシアにおける事業の今後のあり方について

「償い金」等事業終了後に関する《韓国》からの要望 4

「償い金」等事業終了後に関する《台湾》からの要望 12

インドネシア事業 13

事業評価について

事業の評価と報告書 ～これまでの経過～ 14

事業評価に関するワークショップ参加者の候補 15

【報告事項】

国会状況・参議院内閣委員会 16

事務所移転 26

募金状況 27

事業報告会（案） 29

2002.7.11 18:20

アジア女性基金の償い事業に協力して下さったみなさまへ

理事長あいさつ

2002年7月18日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックスビル
TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347 Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp

アジア女性基金の償い事業に協力して下さったみなさまへ

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（略称アジア女性基金）は、発足以来7年になります。

このたび、フィリピン、韓国、台湾における償い事業の実施対象者が最終的に確定いたしました。この方々にお届けする償い金のための募金にご協力いただいたみなさま方に感謝し、厚く御礼申し上げます。

「慰安婦」は、第二次大戦の時期に、日本軍の慰安所で将兵に性的行為を強いられた女性たちです。日本軍の関与のもとに設置され維持された慰安所において、多くの女性が名誉と尊厳を深く傷つけられ、心身にわたり癒しがたい苦痛を与えられました。

1993年8月4日、内閣官房長官談話によって日本政府が反省とお詫びを表明して以来、日本の政府と国民は償いを行う道を模索してまいりました。

1995年7月19日、道義的な責任を痛感した政府の決定により、政府と国民が協力して国民的な償いの事業等を行う女性のためのアジア平和国民基金が発足いたしました。

アジア女性基金は政府の決定を得て、国民的な償い事業の内容を、国民の拠金に基づく償い金と政府資金による医療・福祉支援を総理大臣のお詫びの手紙とともに、被害者一人ひとりにお渡しすることと定め、国民のみなさまに対して募金活動の呼びかけを開始しました。そして、96年8月13日よりフィリピンにおいて、97年1月11日より韓国において、また同年5月2日より台湾において、国民的な償いの事業を開始しました。事業期間は5年間と定められ、2001年8月にはフィリピン、2002年5月には、韓国、台湾で申請の受付を締め切り、このたびこれらの国・地域における償い事業の実施対象者の確定を終えました。

これらの国・地域で、285人の方々に総理のお詫びの手紙、政府資金による医療福祉の支援、国民からの償いの拠金を受けとっていただくことになり、お届けの作業は最終段階に入っております。また、これとは別にオランダの被害者の方々に対して、98年から2001年にかけて、政府資金による医療・福祉支援事業をおこない、オランダ事業実施委員会を通じて79人の方々に届けいたしました。その際、一人ひとりの被害者にコック首相あての橋本総理大臣のお詫びの手紙の写しが添えられました。

この結果、全体では364人の高齢の被害者に対して、政府と国民のお詫びと償いの気持ちをお届けすることができたと考えております。償い事業を受け取られた方々からは、「このような総理のお詫びやお金が出るとは思いませんでした。日本のみなさまの気持ちであることもよくわかりました。」など多くの声が寄せられています。

発足時より今日までの国民のみなさまからの拠金の総額は、5億6000万円余に達しました。これは全額フィリピン、韓国、台湾の被害者のもとへお届けしています。あらためて、国民のみなさまに、心より感謝を申し上げます。このように、政府と国民が協力して、これらの国・地域とオランダで国民的な償いの事業を実施できたこと、そしてアジア女性基金が事業を担うことができたことを嬉しく思います。

しかし、これらの国・地域では、アジア女性基金の償い事業に対して、日本政府が法的責任を認めて国家補償をすべきだとする立場から、この償い事業を批判する被害者や支援団体もおられます。アジア女性基金としては、これらの被害者や人々の理解を得るため真摯に対話の努力を試みましたが、残念なことに、韓国、台湾では理解を広げることができませんでした。

なお、インドネシアにおいては、インドネシア政府との覚書に基づき、97年3月から10年間を目処に、同政府が実施する高齢者福祉推進事業を支援することになり、現在実施中です。

アジア女性基金は、償いの事業を進めることと併行して、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進してきましたが、これも、こうした問題は「慰安婦」という忌むべき制度を生み出した過去の日本の延長線にある問題にほかならないとの考えに基づくものです。また、「慰安婦」問題を歴史の教訓として、この問題の認識の発展に努めてまいりました。歴史資料の収集、調査、分析も、それに基づく啓発活動も、この問題を永く国民の記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという決意に基づくものです。これらの事業はアジア女性基金の重要な活動であり、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、国民のみなさまからの温かいご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

2002年7月18日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
理事長 村山 富市

寄附金年度別収支状況

【部内資料】

14.8.28
(単位：円)

年 度	寄附金等収入					償い金支出及び対象人数				差引残高 ③－④
	寄附金	寄附金累計	利息	利息累計	収入累計 ①+②	当年度支出・人数		支出・人数累計		
		①		②	③		人	④	人	
7年度	219,772,701	219,772,701	21,745	21,745	219,794,446	-	-	-	-	219,794,446
8年度	211,790,069	431,562,770	301,170	322,915	431,885,685	36,000,000	18	36,000,000	18	395,885,685
9年度	9,097,368	440,660,138	980,038	1,302,953	441,963,091	104,000,000	52	140,000,000	70	301,963,091
10年度	2,441,541	443,101,679	790,954	2,093,907	445,195,586	94,015,984	47	234,015,984	117	211,179,602
11年度	1,420,159	444,521,838	257,620	2,351,527	446,873,365	92,001,200	46	326,017,184	163	120,856,181
12年度	83,603,344	528,125,182	96,008	2,447,535	530,572,717	24,000,000	12	350,017,184	175	180,555,533
13年度	27,574,758	555,699,940	50,416	2,497,951	558,197,891	76,000,000	38	426,017,184	213	132,180,707
14年度 14.4.1～8.20	6,154,954	561,854,894	2,310	2,500,261	564,355,155	142,063,232	71	568,080,416	284	△ 3,725,261

(注) 支出284名 568,000,000円、1名の送金保留中を含めると支出総額は、570,080,416円で確定する 差引 △ 5,725,261

小 泉 内 閣 閣 僚 募 金

内閣総理大臣	1名	230,000円
各省庁等大臣	16名 × 160,000円 =	2,560,000円
内閣官房副長官	3名 × 160,000円 =	480,000円

合計 3,270,000円

(参 考)

小泉内閣総理大臣

片山総務大臣

森山法務大臣

川口外務大臣

塩川財務大臣

遠山文部科学大臣

坂口厚生労働大臣

武部農林水産大臣

平沼経済産業大臣

大木環境大臣

福田内閣官房長官

中谷防衛庁長官

村井防災担当大臣

尾身沖縄北方担当大臣

柳澤金融担当大臣

竹中経済財政政策担当大臣

石原行革担当大臣

安倍内閣官房副長官(政務)

上野内閣官房副長官(政務)

古川内閣官房副長官(事務)

(除く、副国土交通大臣)以上閣僚等20名

地方対策事業 2002年度アジア女性基金事業報告会 (案)

報告内容

「私は、なぜアジア女性基金に参加したか」そして終了に際していま思うことなどを中心に

- 1) 「償い金」等事業の結果について(募金のお礼と報告) — フィリピン、韓国、台湾
- 2) 「償いの気持ち」をとどける事業の結果と経緯 — オランダ、インドネシア
- 3) 事業の意義 — 国民参加、被害者への補償実現、過去と現在の女性問題への取り組み等
- 4) 今後の「慰安婦」問題とアジア女性基金のあり方等

日時	開催地、会場	協力団体	参加理事、委員 (敬称略)
10月9日(水) 18:00~20:30 (大阪泊)	大阪市 PLP 会館	大阪平和人権 センター	村山富市 有馬真喜子 和田春樹
10月23日(水) 17:30~19:00 (山形泊)	山形市 文翔館 (山形県郷土館)	山形新聞社・山形放 送後援 連合山形	三木睦子 大沼保昭 大鷹淑子 下村満子 (加藤タキ)
10月28日(月) 18:00~20:30 (大分泊)	大分市 大分県労働福祉 会館ホール	大分県平和運動セ ンター 社民党大分県連 部落開放同盟大分 県連合	村山富市 和田春樹 横田洋三
11月29日(金) 18:00~20:30	東京 東京ウィメンズ プラザ(表参道)		全理事、運営委員 (司会 林陽子)
12月5日(木) (鳥取泊)	鳥取市	鳥取自治労県本部	(石原信雄) 有馬真喜子 和田春樹 中嶋滋
	旭川市		

関係資料

戦後補償ネットワークFAX

1-10

新聞切り抜き 「慰安婦」・戦後問題関連

11-31

新聞切り抜き 女性・人権問題関連

32-46

新聞切り抜き AWF関連

47-57

戦後補償実現！FAX速報 No.381-382 2002.6.29.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.s.aol.com/sengohoshofax
■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cfrryo@aol.com

◆日本軍による中国住民虐殺「平頂山事件」生存者の賠償請求を東京地裁が棄却

6月28日東京地裁(菊池洋一裁判長)は、1932年に旧日本軍が中国・瀋陽市郊外の平頂山村で住民約3千人を虐殺した「平頂山事件」の生存者莫徳勝さん(77)ら3人が1人2千万円の賠償を日本政府に求めた訴訟の判決で、被害事実は認めたものの、ハーグ条約3条は個人に請求を認めたとは解釈できず、中国民法、日本民法および立法不作為による国家賠償法適用も認められないとして、原告側の請求を退けた。32年に抗日ゲリラへの村民の関与を疑った日本軍が村民を集めて射殺・刺殺し、現場を爆破した事件は46年に中国の軍事法廷で日本人7人が死刑判決を受けた。当時4～9歳だった莫、楊宝山(79)、方素榮(74)さんは、「家族全員を殺され、自分も重傷を負ったが、日本政府は謝罪も補償もしていない」と訴えていた。戦時中の国の加害責任を法的に認定することを依然として日本の裁判所は拒んでいる。(6/28 毎日・読売夕刊)

◆大阪高裁もシベリア抑留謝罪補償請求を棄却。強制抑留・強制労働被害者の訴え届かず

28日大阪高裁(東畑良雄裁判長)は、敗戦後旧ソ連に抑留された元軍人の松本宏さん(85)ら日本人元抑留者5人が弁護士なしの本人訴訟で日本政府に謝罪と1人300万円の補償を求めた補償請求訴訟の控訴審判決で、原告側の請求を退け、控訴を棄却した。強制労働の事実と多大の損害は認定し、「強い憤りはひしひしと伝わってくる」としながら、日本軍・政府が容認したとの見解は否定し、49年ジュネーブ条約は適用できず、日ソ共同宣言による請求権放棄も「やむをえないところ」であり、「国民等しく受忍しなければならない戦争犠牲」で「憲法29条の予想しないところ」、「補償問題は立法裁量の範囲」として、1審大阪地裁判決(00.12.)を支持した。シベリア抑留をめぐる未払い賃金・補償訴訟はすでに最高裁が97年3月、今年3月に判決を出し(本紙160,372-373号参照)、すべて請求を棄却しているため、それらを踏襲した判決となった。原告側は最高裁に上告する。(6/28 朝日大阪版)

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」審議入り求め韓国・台湾の被害者らが要請行動

「慰安婦」問題の解決をめざす「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の審議入りと早期制定を求めて、韓国の被害者李容洙(イ・ヨンソ)さん(74)、挺身隊問題対策協議会の金東姫(キム・ドンヒ)幹事、台湾の被害者陳雲(チェン・ユン)さん(79)、王清峰弁護士(台北市婦女救援社会福利專業基金会元理事長)が24日来日し、25～27日参議院正副議長、参院内閣委員長、参院の与野党国会対策責任者らに面会し、直接早期審議を要請した。27日参議院議員会館で開かれた「被害者とともに『戦時性的強制被害者問題解決促進法案』の早期審議を求める緊急集会」には、衆参両院の議員20人を含む約100人が参加し、被害者らの訴えを聞き、今後も力を合わせて早期の審議入りと制定を求めていくことを誓い合った。韓国側からは、5月1日の「国民基金」の「償い金」申請受付終了後も、「基金」を受け取るようにとの執拗な働きかけが続いているとの報告があり、集会終了後一行は外務省を訪れ、担当の佐藤重和審議官に抗議した。「慰安婦」問題の立法解決を求める会や売買春問題と取り組む会なども参議院議長や

参院内閣委員長に法案の早期の審議入りを求める要請書を今週提出した。(6/25時事・共同)

◆ソウル地裁、「遺骨の存在が確認できない」と遺族の遺骨引き渡し請求を棄却

5日韓国のソウル地裁(金ムンソク裁判長)は、00年11月に韓国政府に戦争中に亡くなった韓国人犠牲者の遺骨と位牌の返還を求めた宋ゴンテさん(72)ら5人の遺族の訴え(本紙321号参照)に対し、「証拠は関係者の陳述だけで、韓国政府が遺骨や位牌を日本から送還後も保管しているとは認めがたい。日本側資料にも遺骨や遺品は残っていないと記録されている」として請求を棄却した。(6/5東亜日報=韓国戦後補償速報44号)

◆花岡事件生存者・遺族46人が「殉難者慰霊式」参加のため来日

27日花岡事件の生存者と遺族ら46人が、秋田県大館市で開かれる「中国人殉難者慰霊式」に参列するため来日した。団長の孫愛明中国紅十字会副会長や元原告の李紹海さん(79)らは29・30日大館市で開かれる講演・証言集会、慰霊式に出席した後、7月2日には東京での報告・証言集会(下記催物案内参照)に出席する。(6/27時事、28朝日)

◆西松建設、株主総会で「強制運行」「和解」を否定

7月9日に広島地裁で強制運行訴訟の判決が予定されている西松建設の株主総会が27日東京で開かれ、広島訴訟の支援者ら4人が発言の中で問題の早期解決を求めた。西松側は「強制運行はなかったと確信している」と回答し、広島などの和解についてもコメントを拒否し、「和解するつもりはない」などと述べた。(6/27共同)

◆【訃報】韓国の元「慰安婦」徐ボンイムさん(80)逝く

5日韓国・大邱市の郭病院で元「慰安婦」の徐(ソ)ボンイムさんが亡くなった。1922年生まれで、16歳の時騙されてサイゴン、ジャワなどの「慰安所」に連行され、強制的に働かされた。90年に当時の後遺症で倒れ、97年から慢性腎不全で腹膜透析を受け続けてきた。7日大邱の市民団体葬が同病院で行われ、市立の納骨堂に安置された。(韓国戦後補償速報44号)

■＜案内＞“花岡和解”報告と証言の集い

7月2日(火)18:00、全水道会館(水道橋)、証言=生存者・遺族、報告=中国人からみた「花岡和解」ほか。詳細⇒www.jca.apc.org/hanaokajiken/。主催=中国人強制運行を考える会T03-3503-8488(新橋法律事務所)。

■＜案内＞7・3イギョウ(勝とう)！日鉄・グングン集会／1日行動

7月3日(水)18:30、文京区民センター、原告発言=呂運澤、李熙子、李英燦、李永鎮さん。12:00新日鉄本社前、14:00厚生労働省前、16:00東京地裁710号法廷(15:30傍聴券)。主催=日鉄元徴用工裁判を支援する会・在韓軍人軍属裁判を支援する会T090-9204-7607(山本)。

■＜案内＞戦後も続く戦争の被害—湾岸戦争・地雷・日本軍の残した砲弾—

7月9日(火)18:30、エポック10(池袋西口)、講演=本多勝一(ジャーナリスト)、劉敏(旧日本軍遺棄砲弾被害者遺族)さん、ほか。資料代=千円。主催=日本が残した毒ガス被害者を支える会T03-3942-8591、F03-3942-8592。

【裁判情報】●7月2日(火)10:00台湾元「慰安婦」第14回公判、東京地裁627号。●7月2日(火)14:00日鉄大阪裁判控訴審第3回公判、大阪高裁202号。●7月3日(水)16:00在韓軍人軍属裁判第2回公判、東京地裁710号。●7月5日(金)11:30日鉄供託金訴訟第7回公判、東京地裁606号。●7月8日(月)13:10遺棄毒ガス・砲弾被害第2次訴訟、東京地裁703号(原告劉敏さん証人尋問)。●7月9日(火)10:00西松建設訴訟・判決公判、広島地裁304号。●7月9日(火)15:30韓国遺族会裁判控訴審第3回公判、東京高裁813号。

戦後補償実現！FAX速報 No.383 2002 7.9.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax
■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cftrtyo@aol.com

◆広島地裁、中国人強制連行の事実を認定しながら「西松建設に賠償責任なし」と請求棄却

7月9日広島地裁(矢延正平裁判長、*転出のため山垣清正裁判長代読)は1944年7月中国山東省の青島から強制連行され、広島県加計町の安野発電所の建設現場で強制労働させられた呂学文さん(81)ら中国人被害者3人と2遺族が西松建設(本社=東京、当時「西松組」)を相手取って総額2750万円の損害賠償を求めた裁判の判決で、強制連行・強制労働の事実は認定しながら、20年の民法上の除斥期間を適用するなどして原告の請求を棄却した。判決は「国策として中国人労働者の移入が採用され、実施されるに至った」と強制連行の国の関与と責任を指摘し、身柄拘束後の連行と労働の強制に西松が関わったことを認定。「住環境の極めて劣悪な収容所に入れて自由を束縛し、暴行を加えるなどして長時間の重労働を強制した」として、不法行為責任が生じたと判断。雇用契約に似た法的関係もあったとし、安全配慮義務違反も認めた。しかし、民法上の除斥期間適用や時効については「加害の悪質性や被害の重大性を根拠に除斥期間適用の可否を論じるのは、被害者側の心情に流された恣意的運用を招く。運用を制限する特段の事情は認められない」「原告が権利を行使できない状況ではなかった」として、原告の主張を退けた。「被害はあまりに痛ましく、無念の心情を察するに余りある。西松の法的責任は消滅しても道義的責任は消滅しない」とも述べ、被害を認め、同情を示しながら4月の福岡地裁判決(本紙376・377号参照)とは正反対の結論となった。判決後の報告集会で、呂さんはこぶしを突き上げながら、「不公正な判決。私は西松建設と最後まで闘う。私が死んでも、息子たちが闘う」と声をふりしぼって語った。当時連行された中国人は360人で、日本人監督の暴行や過酷な労働のため29人が死亡したとされる。92年以降の中国の研究者らの調査で生存者や遺族165人の所在を確認し、93年から西松建設と交渉したが決裂し、98年1月に提訴したもの。呂さんら2人は被爆し、他の3人も作業中の事故などで失明するなどしている。(7/9共同・時事・NHK・朝日・毎日・読売・中国新聞夕刊)

◆花岡事件生存者・遺族が国に謝罪を求める要求書を発表。記念館建設に向けてNPO始動

「中国人殉難者慰霊式」のため来日した花岡事件の被害者・遺族ら(本紙前号参照)は7月2日花岡受難者聯誼会名で日本政府あての書簡を発表し、改めて日本政府の責任を指摘し、国としての公式謝罪、資料公開、賠償、遺骨送還、記念碑建立の5項目を要求した。2日衆議院議員会館で開かれた院内集会には8人の衆参両院の議員がかけつけ、団長の孫愛明中国紅十字会副会長、被害者・遺族らの話に耳を傾けた。これに先立ち6月30日大館市花岡町の十瀬野公園墓地で行われた慰霊式で被害者代表の李紹海さん(79)は、「私たちは加害者の責任を追及し続ける」と決意を述べ、犠牲者を追悼した。式に参列した鹿島秋田営業所の増淵晴男所長は「心からの哀悼の念を申し上げる」とコメントし、個人としては「大変申し訳ないという思いを改めて強くした」と語った。また、花岡記念館建設を目的にした「花岡平和記念会」(川田繁幸理事長)が先月24日NPOとして県の認証を受け、26日法人登記を行った。今後募金活動を本格化させる。(6/25北鹿新聞、30共同、7/1北鹿・大館新報・朝日)

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」ようやく18日から参院内閣委員会で審議入りへ
参議院内閣委員会で継続審議となっていた「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の審議入りが9日の同委員会理事懇談会でようやく決定。18日(木)趣旨説明、23日(火)審議の予定で、自民党も意見を表明する。傍聴(10:00～)などの申し込みは「戦時性的強制被害者問題解決促進法」の立法を求める連絡会議(T03-3262-6646、F3237-0287)へ。

◆「国民基金」に首相と閣僚が寄付。首相の手紙返却したフィリピンの被害者に大使館員尋問
2日の閣僚懇談会で小泉首相以下各閣僚が「女性のためのアジア平和国民基金」(村山富市理事長)に給与の一部を寄付することが了承された。毎月給与の一部を国庫に返納しているが、その7月分を充てたもので、金額は327万円。「国民基金」は「償い金」支給事業が資金不足に陥っているため、先月首相らに寄付を求めている。(本紙380号参照)一方、5月に「首相の手紙」を返却したフィリピンのフリア・ポラスさん(73)の自宅に先月マニラの日本大使館員がフィリピン政府社会福祉開発局のスタッフを伴って現れ、「なぜ返却したのか?」「誰かに指図されてやったのではないか?」などと問いただした。偏屈に近い大使館の態度にフィリピンの被害者団体は反発し、この事実を公表するとともに、6月25日に日本大使館前で抗議行動を行った。(7/3毎日)

◆国際刑事裁判所(ICC)設立条約が発効。米がPKO参加兵士の免責求め、抵抗
ジェノサイド(大量殺害)や人道に対する罪、戦争犯罪などを裁く国際刑事裁判所(ICC)設立条約が6月末までに74ヶ国の批准を得て、7月1日発効し、オランダ・ハーグに暫定事務局が設立された。非人道的犯罪の責任者は国籍や地位を問わず訴追が可能となった。本格的な活動開始は来春の予定。米国ブッシュ政権は、米兵が訴追されることを恐れ、同条約の署名も批准も拒否。さらに国連安保理事会でも、ボスニア・ヘルツェゴビナ派遣平和維持軍の任期延長を認めず、逆に「免責1年」を提案するなど、ICCを支持する英仏などと溝を深めている。日本も国際法整備を理由に署名も批准もしていない。(各紙から)

◆ベルギー高裁シャロン首相訴追無効判決。独自の人道法見直し、上院に改正案提出

6月26日ベルギーのブリュッセル高等裁判所は、82年のイスラエル軍によるレバノン侵攻時にパレスチナ難民キャンプで起きた難民虐殺事件で生存者23人の告訴を受けてイスラエルのシャロン首相(当時国防相)をベルギー検察がジェノサイド(大量虐殺)罪で93年に制定されたベルギー人道法に基づき昨年6月に訴追した事件に関し、「当事者がベルギーにいないため審理できない」として無効を命じた。今年2月に国際司法裁判所(ハーグ)が別作で外国の現職閣僚には免責特権があるとの判断を示し、ベルギーでも首相訴追の妥当性について検討していた。これを受けてベルギー国会は同法の見直しに着手。世界で唯一のユニークな同人道法の実効性が失われないよう、当面外交特権適用対象外の容疑については現状どおり審理できる改正法案が1日上院に提出された。(6/27朝日・読売、7/4毎日)

■＜案内＞戦後補償を求める米国の弁護士&支援者との懇談会

7月12日(金)19:00、九段社会教育会館4F第1集会室(地下鉄・九段下)下車、団体名は「千代田人權ネット」、報告&情報提供「米国での「慰安婦」・強制労働訴訟の現状と今後の取り組みについて」B・フィッシャー弁護士、ほか。会場費=500円。連絡先=リドレス国際キャンペーン T03-3262-4971、F3237-0287。

【裁判情報】●7月17日(水)13:10 中国人強制連行・京都訴訟＜結審＞、京都地裁。

●7月19日(金)11:30 中国人強制連行・長野訴訟、長野地裁1号。

戦後補償実現！ F A X 速報 No.384-385 2002 7.27.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cftrtyo@aol.com

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」参院内閣委員会で初めて審議。被害者らも傍聴

7月23日参議院内閣委員会で継続審議となっていた「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法案」の審議が初めて行われた。これまで同趣旨の法案は00年4月から5度提出されているが、審議が行われたのは初めてで、審議に先立ち18日には法案の趣旨説明を提案者を代表して岡崎トミ子参院議員が行った。23日の傍聴席は在日の元「慰安婦」宋神道さん(宮城県在住)や韓国挺身隊問題対策協議会の金允玉常任代表、鳩山由紀夫民主党代表らもかけつけて、定員の3倍近くとなり、50人前後が立ったまま審議を見守った。

3野党7人の提案議員が答弁席に座り、最初に自民党の森田次夫議員が質問を行い、「強姦被害者も含むのか?」「国民基金についての評価」「軍の性暴力に国として謝罪・補償した例はあるのか?」などをたどした。これに対し、円より子・岡崎トミ子(民主)、吉川春子(共産)、日嶋湯子(社民)議員らが答弁し、「組織的・継続的強姦は含む」「日本人被害者は別途対応する必要がある」「基金は国家補償に代わるものではなく政府の責任と謝罪が必要」「基金は妥協の産物だったが、被害者の多くから拒否され、解決のための新規立法が必要」「戦時性暴力で国家が謝罪・補償した例はなく、歴史認識の発展に伴って提案されたもの、などと述べた。関連して「慰安婦」についての政府の調査結果について森田議員が質問したのに対して、新田秀樹内閣官房参事官は「軍や官憲による慰安婦の強制連行を直接示す資料はない」と答弁した。民主党はまず川橋幸子議員が質問に立ち、杉浦正健外務副大臣に「基金の枠組みが破綻に傾いている。民間基金の限界がはっきりした」と批判し、提案者に基金との関係を質問した。吉川議員は「同法案は名誉回復措置を国の責任で行うもので、基金とはまったく異なり、関係ない」としながら、一部基金から支払われた金額との調整の必要性は「設置される促進会議の中で検討する」と答弁した。ついで提案者の岡崎議員が、在日の被害者で裁判の原告の宋神道さんの聞き書きを読み上げたが、涙ながらの朗読に、傍聴席だけでなく与野党の議員や委員会職員も涙を流す感動的なシーンも見られた。感想を聞かれた杉浦副大臣は「1人の人間として胸のふさがる思いがした。日本人として誠に申し訳ないという気持ちで一杯だ」と述べた。岡崎議員は台湾の立法院委員136人の要請書も提示し、被害国側の問題解決を求める声も紹介したが、杉浦副大臣は「戦後賠償はサンフランシスコ平和条約や請求権協定で解決済みで、国民基金で償いの気持ちを表していくのが最も現実的」との従来の政府見解を繰り返すに留まった。共産党の吉岡吉典議員は杉浦副大臣の答弁を引いて「1人の人間としては胸がふさがる思いと言いながら政府としては解決済みというのはどちらかが間違っている。人間の気持ちに共鳴できないのが日本政府の解決済み論だ」と厳しく政府を批判し、「根本解決のために国会の意思でこの法案の成立が必要」と与野党の対立や政治的主張を超えて法案への賛成を訴えた。国会改革連絡会の島袋宗康議員(無所属・沖縄社大党)は、沖縄で亡くなった朝鮮人元「慰安婦」のベ・ボンギさんのことや台湾の立法院委員からの要請書に触れながら、政治解決の必要性を強調し、法案に賛成の立場から

質問を行った。社民党の福島瑞穂議員は、下関判決の立法不作為、「慰安婦」問題の本質などについて質問し、早期の立法を訴えた。無所属の黒岩宇洋議員は自民の森田議員が「法律として品性を欠く」と述べたことに対して「品性を欠くのは旧日本軍」と反論し、「女性への暴力解決のためにも法案は非常に重要」と賛意を表明した。

審議の後開かれた報告集会では、金允玉韓国挺対協常任代表は「画期的な傍聴に参加できてよかった。大事な一步だった」と語り、宋神道さんも「1日も早く謝罪を」と訴えた。かけつけた菅直人民主党幹事長も「宋さんの元気な内に過去の反省を込めた解決を図りたい」と述べた。会期は31日で終わるが、終盤の与野党対決ムードが濃くなっているため、再び「継続審議」になるかどうかは微妙。(7/18AP、3共同、24北海道、25VOA)

◆「国民基金」「償い金」事業終了を新聞広告発表。国別受取数発表なく、挺対協は抗議声明

「女性のためのアジア平和国民基金」(村山富市理事長)は19・20日の毎日・朝日・読売・経産・東京などの各紙に広告を掲載し、「償い金」支給事業の終了を告知した。韓国、台湾、フィリピンでの「償い金」(200万円)の受取者総数を285人、総額5億7千万円とのみ発表し、国別の数字は結局発表せず。募金総額は564,032,516円で約600万円の赤字決算。不足額は基本財産の一部を切り崩して充てるといふ。2月に韓国での申請受付を一方的に発表した際(本紙370号参照)は、事業終了後に国別の数を発表すると報道陣に約束していたが、反古にされた。理事長などの報告記者会見もなく、最後まで「償い」側の都合と面子を優先し、アカウンタビリティに欠けた一方な押し付けで終わった印象が強い。韓国の挺身隊問題対策協議会は、23日「日本政府は『国民基金』事業の失敗を認め、完全解体し、法的賠償を実施せよ!」と題する緊急声明を発表し、①「国民基金」の解体、②賠償のための特別法の早期制定、を求め、③世界のNGOとの連帯を表明した。

◆最高裁、恩給支払い求めた李昌錫さんのシベリア抑留訴訟を棄却

18日最高裁第1小法廷(横尾和子裁判長)は、第2次大戦後日本軍人としてシベリアに抑留された在日韓国人李昌錫(イ・チャンソク)さん(昨年9月に逝去、長女の小林素恵さんが原告継承)が日本政府に恩給不支給処分の取り消しなどを求めた訴訟で、李さんの訴えを退けた大阪高裁判決(00年2月、本紙290号参照)を支持し、上告を棄却する判決を言い渡した。李さんは、1943年徴兵され、戦後旧ソ連の収容所で8年間強制労働に従事し、53年京都に帰国したが、サンフランシスコ平和条約によって日本国籍を失い、恩給の受給資格を認められなかった。92年在日韓国人として初めて恩給法に基づく戦後補償を求めて提訴、京都地裁、大阪高裁で請求は棄却され、上告していた。判決は在日韓国人の旧軍人が日韓両国政府から何の補償も受けていないことを認めながら、戦後補償は「立法府の裁量に委ねられ、国籍条項が裁量を逸脱したとはいえない」と述べている。これに対し、李さんの長女の小林素恵さんは「父の存在は日本の戦後補償を見詰め直す最後のチャンスと考えていたが、残念」と判決後の会見で語った。(7・19毎日・朝日)

■＜案内＞インドネシアの「慰安婦」問題・この10年を考える―木村公一さんを囲んで

8月1日(木)19:00、九段社会教育会館5F第6集会室(地下鉄「九段下」下車、団体名は「千代田人権ネット」)、話＝木村公一さん(アブディエル神学大学前教授)。会場費＝500円。連絡先＝リドレス国際キャンペーンT03-3262-4971、F3237-0287。

【裁判情報】西松訴訟原告側控訴：西松訴訟原告団は1審広島地裁判決を不服として10日広島高裁に控訴した。【お詫び】今号発送が遅れました。お詫びします。(編集部)

戦後補償実現！FAX速報 No.386 2002.8.3.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax
■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cftrtyc@aol.com

◆第154通常国会閉幕。「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」継続審議に

7月31日第154通常国会が192日の会期を終え、閉幕した。参議院内閣委員会で23日初めて質疑が行われた「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法案」は再び「継続審議」となった。「継続審議」は難しいとみられていたが、韓国挺身隊問題対策協議会や「慰安婦」問題立法解決を求める会などが会期末ぎりぎりまで波状的に内閣委員長や与野党理事らに要請行動を重ね、自民党も「不本意ながら、継続審議に賛成する」と応じたもの。元「慰安婦」への謝罪と名誉回復をめざす同法案の審議は会期終盤で大きく前進した。

また同法案の18日の趣旨説明、23日の審議に先立ち、16日にも内閣委員会で福田官房長官に岡崎トミ子(民主)、田嶋陽子(社民)議員が「慰安婦」問題などについて質問。岡崎議員は中国人強制連行福岡地裁判決や西松建設広島地裁判決、花岡受難者聯誼会からの書簡などに触れて「日本政府の責任は免れない。平和条約や共同声明で解決済みとする判断は通用しない」と追及した。これに対し、福田官房長官、田中外務省アジア局長は「条約締結時に個々の問題まで充分検証されていなかったかも知れない。それゆえ一括決着が必要だった」と苦しい答弁を繰り返した。15日の決算委員会でも官房長官に「慰安婦」問題をただし、名誉回復措置を求めた田嶋議員に対し、福田官房長官は、省庁再編後に外務省の所管となっている『慰安婦』問題の担当(00年までは内閣外政審議室が所管)を「戦後処理という観点からこれを一つのところでまとめた方が考えやすいのではないか」と答弁した。

国会の委員会でこれほど活発に「慰安婦」問題で議論が行われたのは初めてで、2月にインドネシアに調査に出かけるなど法案提出議員らの積極的な姿勢が目立ち、審議入りへの大きな推進力となった。韓国・台湾の被害者や支援者が来日してロビー活動に参加し、19日には台湾の立法院(国会)の王金平院長(議長)、江丙坤副院長(副議長)を含む超党派の立法委員(議員)136人の署名した法案審議促進を求める要請書を来日した江崎亜立法委員らが衆参両院議長に提出。24日には韓和甲民主党総裁、鄭夢準大韓サッカー協会会長、李富榮ハンナラ党前副総裁、李美卿議員らを含む110人の韓国国会議員らが署名した要請も参議院議長らに届けられた。こうした声を受けて自民党も廃案に追い込めなかったものと見られるが、今後は与党側をどう取り込むかが立法運動の課題となる。なお、「戦時性的強制被害者問題解決促進法」の立法を求める連絡会議では18・23日の趣旨説明・審議の議事録コピー(A4・24頁)を印刷代実費(1部100円+送料140円、申込FAX03-3237-0237)で今週から配布する。

一方、衆議院議院運営委員会で継続審議となっていた「国立国会図書館法の一部改正案」も7月5日図書館運営小委員会懇談会(非公開)で初めて提案理由の説明と質疑が行われ、再び継続審議となった。(「戦時性的強制被害者問題解決促進法」の立法を求める連絡会議・ほか)

◆独ハンブルク地裁イタリア人捕虜殺害で93歳の元ナチス親衛隊将校に禁固7年の判決

7月5日ドイツのハンブルク地裁は同市在住の元ナチス親衛隊将校フリードリヒ・エンゲルス(93)に対し、1944年5月にイタリア北部ジェノバのナチス親衛隊地区司令官を勤め

ていた際、ドイツ兵5人が襲撃・殺害された報復としてイタリア人捕虜59人の殺害を命じたとして殺人罪で禁固7年を言い渡した。イタリアの裁判所は99年に欠席裁判で同被告に「4つの事件で少なくとも246人のイタリア人を殺害した」として終身刑を宣告。ドイツでは69年から捜査が行われていたが、証拠不十分で責任を問われなかった。しかし、新たな目撃証人が出て、98年からドイツ検察が再捜査し、起訴したもの。(7/6朝日・毎日、読売夕刊)

◆仏ビシー政権の強制運行責任問う裁判で1ユーロの象徴賠償命令。パボン裁判は再審か

7月9日パリ行政裁判所はナチス占領下のビシー政権時代に起きた強制運行の責任を問う訴訟(本紙292号参照)で、フランス政府に連行された被害者組織FNDIRPに賠償を命じた。判決は「ビシーもフランスの一部」と現国家との継続性を確認した。賠償額は象徴的賠償としての1ユーロ(約119円)。他方、欧州人権裁判所は26日ビシー政権の元閣僚モーリス・パボン受刑者(91)が戦争中ユダヤ人を強制収容所に送ったとして「人道に対する罪」で服役している問題で、同氏を有罪とした仏の裁判過程が欧州人権条約に違反していたとの判断を下した。同容疑者は98年4月に仏ボルドーの重罪裁判所が「人道に対する罪」で禁固重労働10年、公民権停止10年の判決を下し(本紙213号参照)、受刑中だった。これを受けて同氏の弁護団は仏最高裁(破棄院)に再審理を申請すると発表した。(7/10・26朝日)

◆国際刑事裁判所(ICC)骨抜きねらい、米政府外交攻勢

ジェノサイド(大量殺害)や人道に対する罪、戦争犯罪などを裁く国際刑事裁判所(ICC)設立条約が7月1日発効(本紙号383号参照)したが、米兵が訴追されることを恐れる米国ブッシュ政権は13日米国などICC不参加国からのPKO要員には1年間捜査・訴追の猶予期間を設けるとの決議案を採択することで妥協した。さらに2国間協定で同条約が適用されないとする免責特例をねらってルーマニアと1日2国間協定を結び、他のドイツなどにも打診している。ドイツのドイブラーグメリン法相は30日これを批判し、「ICCに協力すべき」とインタビューで答えた。また米国は、拷問禁止条約の選択議定書を批判して24日国連経済社会理事会に対抗案を提出したが否決され、原案が採択された。(各紙から)

◆花岡三井じん肺6訴訟、一括和解調印。未提訴含む465人に81億円3千万円支払い

8月1日九州・北海道の炭鉱で働きじん肺になった元従業員と遺族らが三井鉱山と三井石炭鉱山に損害賠償を求めた6件の訴訟で両社と原告の和解調印式が福岡で行われ、和解が成立した。6訴訟の原告と未提訴の患者計465人に和解金総額81億3千万円が支払われる。会場には九州と北海道から原告約200人が参加、西野脩司三井鉱山社長は「法的責任」にはふれず、「亡くなったすべてのじん肺患者と遺族の方々に深い弔意を表し、現在闘病中の方々に心からお見舞い申し上げる」と述べ、原告団代表らと握手した。記者会見でも「あくまで弔意とお見舞い」と強調、謝罪はなかった。三井鉱山は4月26日福岡地裁で中国人強制労働訴訟で賠償命令を受けたが、控訴している。(8/1各紙夕刊から、本紙376・377号参照)

■<案内>2002平和のための証言集会「アジアから見た靖国神社」

8月10日(土)13:30、シニアワーク東京(飯田橋)、証言・発言=金智坤・金景錫・辻子実・西川重則、音楽劇=ぐるーぷ多摩じまん、参加費=千円。問合せ=T/F042-574-9210(西川)。

■<案内>2002年平和のための戦争展

8月11~16日10:00~18:00、大学生協渋谷会館(神宮前)、展示=「侵略戦争」「加害」ほか、証言=被爆体験・中国侵略・アフガンなど、ビデオ・紙芝居など上映・上演。主催=同展実行委員会 T03-3261-0433、F03-3261-1788(日中友好協会東京都連)。

戦後補償実現！ F A X 速報 No.387-389 2002 8.15

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax
■受信料：月額 500 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店 (普通) 013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆国連人権小委員会、戦時中の組織的強姦や性奴隷について決議採択

ジュネーブで開催されていた第54期国連人権促進保護小委員会は8月14日「慰安婦」問題などを念頭に「戦時の組織的な強姦と性的奴隷」の阻止に関する決議を採択した。決議に拘束力はないが、性的奴隷制に関する決議が93年以来毎年採択されている。今年は日本の教科書も含め「歴史的事件の説明の正確さを確実にし」という表現で人権教育の重要性を強調した。今年もIFOR(国際友和会)+JFOR(日本友和会)、韓国女性団体連合、アジア女性資料センター、LIBERATIONなどのNGOが情報提供・発言した。7月18日に参議院内閣委員会で行われた「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の英訳も法案提出議員とNGOによって提出され、配布された。(8/15 共同・時事・毎日夕刊・朝日速報・国連NGO連絡会)

◆政府、戦後処理の窓口一本化検討を再確認

8月8日の参議院決算委員会(閉会中審査)で福田官房長官は川橋幸子参院議員(民主党)の質問に答えて、先に7月16日の同委員会での田嶋陽子議員への答弁(本紙前号参照)を再確認する形で「慰安婦」問題など「複雑多岐にわたる戦後処理問題を全般的に内閣官房が必要な総合調整機能を果たしていく」と述べ、戦後処理の政府側の対応窓口を新たに設置して、一本化を図ることを検討中であることを明らかにした。福田長官は記者会見でも「まとめて対応した方が責任を充分果たせる」と述べ、前向きな姿勢を示している。(8/8 時事・朝日夕刊、13NHK)

◆台湾先住民の遺族も靖国神社に合祀撤回を申し入れ。神社側は拒否

10日第2次大戦中に日本軍として闘った台湾の「高砂義勇隊」の隊員遺族の先住民6人とタイヤル族出身の立法委員(国会議員)高金素梅さんらが靖国神社を訪れ、合祀の取り下げを要求した。叔父2人が行方不明の代表の張雲琴華さん(49)らが社務所を訪れ、要求書を提出したが、12日靖国神社側は、取り下げを拒否した。合祀されているかどうかの確認作業についても「名簿がないので照合できない」と回答した。靖国神社に合祀されている台湾人は約2万7千人といわれ、79年に遺族の代表が取り下げを要求した時も神社側は拒否している。高金立法委員は9日台北での記者会見で「戦争で迫害を受けた人の慰霊を戦争を起こした人と一緒にできるわけがない。私たちの侮辱だ。本来の歴史を返すべきだ」と抗議した。一方、官房長官の私的諮問機関「追悼・平和祈念のための記念碑等施設のあり方を考える懇談会」(今井敬会長)は国立の新施設建設を年末に答申する方向を固めたと報じられている。(8/10 朝日、毎日・読売夕刊、13毎日)

◆国際刑事裁判所(ICC)免責目的の米の二国間協定提案に欧州諸国の反発高まる

国際刑事裁判所(ICC)設立条約発効にともない、米兵の訴追免責を図る米ブッシュ政権は2国間協定の締結を各国に持ちかけ、軍事援助削減も示唆して圧力をかけているが、協定に調印したのはルーマニアとイスラエルの2カ国だけ。ドイツ、オランダ、ノルウェー、ユーゴ、スイスなどが拒否し、欧州諸国で反発が高まっている。(各紙から)

◆57回目の「8月」：広島・長崎市長が米国批判。首相は訪中でできず。つくる会教科書採択

8月6日広島秋葉忠利市長、9日長崎伊藤一長市長はそれぞれ両市の原爆犠牲者慰霊平和祈念式典で発表した「平和宣言」の中で米国の「独断的な政策」を厳しく批判した。政府の在外被爆者政策への批判も強く、5日広島平和公園内の「韓国人原爆犠牲者慰霊碑」前で行われた慰霊祭で民団広島県地方本部の朴昭勝団長は「W杯を契機に日韓の友好ムードは高まっているが、在外被爆者の抜本的救済は私たちの求めているものにはほど遠い」と述べた。朝鮮民主主義人民共和国の「反核平和のための朝鮮原爆被害者協会」の朱成進会長も同日談話を発表し、渡日治療を柱とする日本の在外被爆者支援事業を「わが方の被害者を冒涇するもの」と批判し、「一日も早い謝罪と補償」を求めた。朝鮮中央通信も同日「日本軍国主義復活の危険性を告発する」と題する長文の記事を配信し、小泉政権を非難し、警告を発した。

小泉首相は4月に靖国神社を訪問し、8月を回避したものの、中国側の反発が強く、9日秋に予定されていた訪中を延期した。15日の戦没者追悼式で「先の大戦において、我が国は多くの国々とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。国民を代表して深い反省の念を新たにし、犠牲となった方に謹んで哀悼の意を表す」と述べ、従来の首相の発言を踏襲。

15日愛媛県教育委員会は「新しい歴史教科書をつくる会」のメンバーらが執筆した扶桑社版の中学歴史教科書を来春新設される県立中学校3校の教科書として採択した。つくる会側の攻勢が懸念される。

14日韓国挺身隊問題対策協議会の抗議集会在ソウル市内の公園で開かれ約300人が参加、15日マニラの日本大使館前でフィリピンの元「慰安婦」らの組織リラ・ビリピーナが抗議集会を開き約50人が参加。いずれも「過去の清算」「謝罪と賠償」を求めた。

新聞の投書欄の特集では、疎開児童だった人や空襲被害者らの民間の戦争被害者らから国の援護政策を批判し、補償を求める声が目立った。(8/1各紙から)

■<案内>強制連行・強制労働フォーラム in 花岡

9月14日(土)15:00~16日(月)、大館労働福祉会館、挨拶/川田繁幸(NPO花岡平和記念会理事長)、基調報告「戦後補償運動の到達点と今後」田中宏(龍谷大学教授)、「花岡の朝鮮人運動と中国人の遺骨送還」李又鳳(『露跡は消えない』著者)、「花岡事件記念館」の建設に向けて/谷地恒夫、フィールドワーク「花岡事件」を歩くなど。参加費：25,000円(2泊3日食事、宿泊)。問合せ=花岡平和記念会 T0186-42-6539、F0186-43-1302。

■<資料案内>『論座』8月号「大統領に届いた三通の手紙」徳留絹枝

米国での訴訟の最近の動きをわかりやすくまとめた貴重なレポート。

【裁判情報】●7月2日日鉄大阪訴訟控訴審が結審：大阪法務局は裁判所の文書提出命令で原告2人の供託書写しを提出。判決は10月8日14:00大阪高裁202号で。●8月7日群馬強制連行訴訟始まる：初公判が開かれ、来日した原告の侯潤五さん(79)らが陳述した。●8月27日(火)13:30中国・細菌戦裁判判決、東京地裁103号(12:30傍聴券集合、14:00デモ、15:30記者会見・緊急裁判報告会=弁護士会館クレオA、18:30報告集会=シニアワーク東京地下講堂<弁護団長報告、松村高夫慶応大学教授講演ほか>)。●8月27日(火)13:30中国人強制連行・北海道訴訟、札幌地裁。●8月27日(火)15:30劉連仁控訴審第2回公判、東京高裁101号。